

審議会等への女性登用状況について

男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要であることから、「ふじさわ男女共同参画プラン」では、「審議会など、市政に対する女性の参画促進」に取り組むべき事業として定めています。

その実態を把握するため、毎年度4月1日を基準日として調査を実施しており、平成30年度の審議会等への女性登用状況の集計がまとまりましたので報告するものです。

1. 調査基準日 平成 30 年 4 月 1 日

2. 調査対象

- (1) 地方自治法による行政委員会等（地方自治法第 180 条の 5）
- (2) 法律を根拠として設置する附属機関（地方自治法第 202 条の 3）
- (3) 条例により設置される附属機関（地方自治法第 202 条の 3）
- (4) 要綱、要領等による協議会等
- (5) 上記に該当しない、会議・団体、任意の会議、実行委員会等

3. 登用状況

(1) 国の分類による審議会等の女性登用比率 [上記調査対象(1)～(3)が対象]

ア 目標登用比率 30%以上（平成 32 年）

（国の第 4 次男女共同参画基本計画 成果目標）

イ 平成 30 年 4 月 1 日現在の女性登用比率

審議会等の対象数 60 機関（平成 29 年 60 機関）

女性登用比率 28.9% ※平成 29 年（31.1%）比 -2.2 ポイント

(2) 市独自の分類における審議会等の女性登用比率 [上記調査対象(1)～(5)が対象]

ア 目標登用比率 50.0%（平成 32 年度）

（ふじさわ男女共同参画プラン 2020 成果指標）

イ 平成 30 年 4 月 1 日現在の女性登用比率

審議会等の対象数 250 機関（平成 29 年 265 機関）

女性登用比率 41.0% ※平成 29 年（41.5%）比 -0.5 ポイント

(3) 現状分析

国の分類による審議会等（調査対象(1)～(3)にあたる）について、女性登用率は前年より-2.2 ポイントと大幅に減少しています。減少の要因としては、新規審議会等での女性登用比率が低いことが考えられます。

また、委員数で全体の 9 割を占める調査対象(4)、(5)を含めてみると、市政に関わる女性登用比率については全体で 0.5 ポイント減少しています。

なお、地域団体が多く含まれている(5)の審議会等では、前年比0.1ポイントの微増となっています。

4. 今後の対応について

新年度の審議会委員の人选が始まる1月頃に「女性登用比率アップに向けての対応方針」を策定し、政策会議にて取組みを依頼します。対応方針には下記について明記します。

(1) 委員の選任時の事前協議と委嘱起案の人権男女共同平和課への合議の徹底

男女共同参画の趣旨から、女性登用比率が40%未満または60%超の審議会については、独自に次期改選時の女性登用比率目標を設け、その目標の達成に向け検討を行う。〔調査対象(1)～(4)〕

(2) 地域等の組織（会議・団体、実行委員会等）の女性登用の推進

地域等の組織については、目標の達成に向けて、組織等に対して積極的に働きかけを行う。〔調査対象(5)〕

以上